

会員通知 第 9 5 号
平成 1 6 年 4 月 2 0 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊 藤 義 郎

一般振替 D V P 制度の開始に伴う「受託契約準則」等の改正について

本所は、別紙のとおり「受託契約準則」等の一部改正し、平成 1 6 年 5 月 6 日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本年 5 月に証券保管振替制度の参加者間における株券等の決済に係る一般振替 D V P 制度が開始されることから、顧客が取引所取引の委託に係る正会員との間の決済について一般振替 D V P を利用する場合の取扱いに関し、所要の規定整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

- ・ 顧客が取引所取引の委託に係る正会員との決済について一般振替 D V P を利用する場合は、顧客は、所定の時限までに、一般振替 D V P に係る清算機関である株式会社ほふりクリアリングに有価証券の引渡し又は資金の支払いを行うものとします。
- ・ 非清算参加者と清算参加者との間の決済についても同様とします。

以 上

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、正会員が受託に際し、<u>株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)</u>が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、正会員が受託に際して別に取引所が指定する証券取引清算機関が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>第9条 削除</p>
<p>(発行日決済取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、正会員が受託に際し、<u>クリアリング機構</u>が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p>	<p>(発行日決済取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、正会員が受託に際して別に取引所が指定する証券取引清算機関が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p>
<p>(DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し)</p> <p>第10条 <u>当日決済取引、普通取引(立会外分売を含む。以下この条において同じ。)</u>又は発行日決済取引における有価証券の売買の委託について、顧客と正会員との合意により、<u>株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)</u>の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ第7条、第8条第1項から第4項まで又は第10条第1項に定める日のほふりクリアリングが定める決済時限(普通取引又は発行日決済取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して正会員が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時)までに、ほふりクリ</p>	<p>(新設)</p>

アリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。

2 顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、第7条、第8条第1項から第4項まで又は第9条第1項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。

付 則

この改正規定は、平成16年5月6日から施行する。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(DVP決済を利用する場合の受渡し)</p> <p><u>第5条の2 有価証券等清算取次ぎの委託に基づ</u> <u>く有価証券の売買について、非清算参加者と指</u> <u>定清算参加者との合意により、株式会社ほふり</u> <u>クリアリング(以下「ほふりクリアリング」と</u> <u>いう。)</u>の業務方法書に規定するDVP決済を <u>利用する場合には、非清算参加者は、ほふりク</u> <u>リアリングが定める決済時限(有価証券の引渡</u> <u>しについては、合意に際して指定清算参加者が</u> <u>指定したクリアリング機構が定める決済時限ま</u> <u>での間の日時)までに、ほふりクリアリングに</u> <u>有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとす</u> <u>る。</u></p> <p><u>2 非清算参加者が前項の規定に基づき有価証券</u> <u>の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該</u> <u>有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条の</u> <u>有価証券の交付又は金銭の交付とみなす。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年5月6日から施行 する。</p>	<p>(新設)</p>

立会外取引取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託
契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、<u>正会員が受託に際し、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)</u>が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p><u>(DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し)</u></p> <p>第16条の2 <u>立会外取引の委託について、顧客と正会員との合意により、株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)</u>の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ前条第1項又は第2項に定める日のほふりクリアリングが定める決済時限(同条第1項第2号及び第2項に掲げる取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して正会員が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時)までに、<u>ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。</u></p> <p>2 <u>顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条第1項又は第2項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年5月6日から施行する。</p>	<p>(立会外取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、<u>正会員が受託に際して別に本所が指定する証券取引清算機関</u>が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、<u>売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>